

新潟市子どもの貧困対策施策一覧表

支援の種別				支援施策名	施策概要	主な利用対象者		窓口
教育	生活	親の就労	その他			属性	個人	
○	○	○		母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦家庭の経済的な自立、生活の安定のため、一時的に必要となる資金を無利子または低利でお貸します。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
○	○			こども創造センターの管理運営	本市の豊かな自然を活かしながら、施設での多くの人々との交流や様々な創作活動・体験活動を通して子どもたちが本来もっている「自ら生きる力」を伸ばし、他者との違いを理解し「共に生きる力」を育みます。	生活保護世帯、ひとり親世帯、社会的養護の施設等入所者、社会的養護の施設等退所者、生活困窮者、その他	未就学児、小学生、保護者	福祉部こども未来課
○	○			子どもの学習支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の主に中学生を対象に「勉強会」を開催し、学習習慣の修得や学習意欲の向上を支援します。 また、専門の支援員が家庭訪問を行い、生徒や保護者に高等学校進学的重要性を伝え、進学を目指すことで将来の選択肢を広げ、安定した就職や収入増により貧困の連鎖を防止します。	生活保護世帯、生活困窮者、その他	中学生	福祉部福祉総務課
○	○			子どもふれあいスクール事業	平日の放課後や土曜日の午前中に、小学校の体育館や特別教室を利用した安心安全な遊び場を提供しています。学年の違う友達と遊んだり地域の大人と交流したりすることを通して、子どもの自主性や創造性、社会性などを育むことがねらいです。	生活困窮者、その他	小学生	教育委員会地域教育推進課
○		○		奨学金貸付事業	修学のために経済的な支援が必要な者及びスキルアップや再就職を目指して修学を希望する社会人に対し、奨学金の貸し付けを行っています。返還にあたっては、大学、大学院の奨学生が卒業後、新潟市に住所を有し、前年度に新潟市に市民税を納付している場合、返還額の一部を免除する返還特別免除制度を設けています。	生活困窮者、その他	高校生・高等専門学校生(1～3年次)・高等専修学校生、大学生・高等専門学校生(4年次以上)・専門学校生、その他	教育委員会学務課
○				市立幼稚園授業料の軽減	市立幼稚園の授業料について、園児の保護者に対し、所得階層、多子世帯に応じて授業料負担の軽減を図る。	生活困窮者、その他	未就学児	教育委員会学務課
○				私立高等学校学費助成金事業	私立高等学校に在籍する生徒の保護者等に対し、学費を助成することにより、就学上の経済的負担の軽減を図る。	生活困窮者、その他	高校生・高等専門学校生(1～3年次)・高等専修学校生	福祉部こども未来課
○				就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学校でかかる学用品費、給食費等の一部を補助する制度	生活保護世帯、生活困窮者、その他	小学生、中学生	教育委員会学務課
○				特別支援教育奨励事業	特別支援学級及び特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を図るため、特別支援学級及び特別支援学校でかかる学用品費、通学費等の一部を補助する制度。	生活困窮者、その他	小学生、中学生	教育委員会学務課
○				入学準備金貸付事業	教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方の保護者又は修学に要する費用を負担する方に、入学に際して必要となる費用(入学準備金)を貸与する制度	生活困窮者、その他	中学生	教育委員会学務課
	○	○		保育所等設置補助金	認可保育園等の新增設を行う社会福祉法人・学校法人の建設費に対して補助金を交付し、定員の拡充を行っています。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他	未就学児、保護者	福祉部保育課

支援の種別				支援施策名	施策概要	主な利用対象者		窓口
教育	生活	親の就労	その他			属性	個人	
	○	○		母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、生活上のさまざまな問題により、子どもを十分養育できないときに、母子ともに入所する施設です。就労指導・生活指導等を通して、母子の自立のための支援を行います。	ひとり親世帯	その他	福祉部こども未来課
	○			私立幼稚園の保護者負担軽減	私立幼稚園を利用する保護者の経済的負担について、軽減を図っています。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他	未就学児、保護者	福祉部保育課
	○			ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父または母や、父または母に代わって児童を養育している方及びその児童(18歳の年度末まで)の医療費に対して助成を行い、ひとり親家庭の保健の向上に寄与し福祉の増進を図るための事業です。	ひとり親世帯	未就学児、小学生、中学生、高校生・高等専門学校生(1~3年次)・高等専修学校生、保護者	福祉部こども未来課
	○			ひとり親家庭等日常生活支援	ひとり親家庭の父または母及び専婦が一時的に介護・保育・家事手伝いなどを必要とする場合に家庭生活支援員を派遣します。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
	○			幼稚園の就園奨励	在園児の保育料を減免した幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行した園を除く)に、世帯の所得状況や兄弟の人数に応じた額を助成しています。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他	未就学児、保護者	福祉部保育課
	○			子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	家庭において児童の養育が一時的に困難となったとき、一定期間児童を預かります。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他	未就学児、小学生、保護者	福祉部こども未来課
	○			市営住宅への子育て世帯等の優先入居制度	住宅困窮度が高い子育て世帯(小学校修了前の子どもがいる世帯又は妊娠中の方がいる世帯)について、一般の市営住宅とは別枠で入居募集を行っている。また、子育て世帯及びひとり親世帯等について、市営住宅の入居抽選時に他の世帯よりも優先的に入居できる取り扱い(抽選優遇)を行っている。	ひとり親世帯、生活困窮者、その他	その他、保護者	建築部住環境政策課
	○			助産施設	経済的理由により、病院などで出産できない妊産婦のための入院出産施設です。	生活保護世帯、生活困窮者、その他	保護者	福祉部こども未来課
	○			身元保証人確保対策事業	施設等を退所した児童が就職や住宅を賃借する際に施設長等が保証人となった場合に、損害賠償または債務弁済の義務が生じたときに当該賠償額の一定額を支払う事業です。これによって、施設長等が保証人になる場合のリスクを軽減し、必要な場合に保証人を引き受けやすくすることによって保証人を確保し、もって施設等を退所した児童の社会的自立の促進に寄与します。	社会的養護の施設等退所者	その他	福祉部児童相談所
	○			多様な保育サービスの提供	早朝・延長保育、乳児保育、休日保育及び病児保育を実施しています。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他	未就学児、小学生、保護者	福祉部保育課
	○			乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までのすべての家庭に、助産師や保健師が家庭訪問をし、児の計測・発育の確認・育児指導などを実施する。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他	未就学児、保護者	保健衛生部健康増進課
	○			妊産婦医療費助成	所得税非課税世帯の妊産婦の医療費の助成を行っています。	生活困窮者、その他	保護者	福祉部こども未来課
	○			母子世帯向け住宅	母子家庭の母とその扶養する20歳未満の子が入居できます。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課

支援の種別				支援施策名	施策概要	主な利用対象者		窓口
教育	生活	親の就労	その他			属性	個人	
	○			放課後児童健全育成事業	就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学生に対し、専任指導員が児童の保護および遊びを通じた健全育成にあたります。	生活保護世帯、ひとり親世帯、社会的養護の施設等入所者、社会的養護の施設等退所者、生活困窮者、その他	小学生、保護者	福祉部こども未来課
		○	○	ひとり親家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭の父または母の就業・自立を促進するため専門の相談員を配置し、就職相談や養育費の相談などをお受けしています。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○	○	母子家庭等自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父または母の求職活動を、ハローワークなどと連携しながら応援します。(生活保護受給者の方は担当ケースワーカーにご相談ください。)	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		学び直しに対する授業料の無償化	高等学校等を中途退学した者が、再び市立高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金制度の対象とならない期間から卒業するまでの間、授業料を不徴収とする。	生活困窮者、その他	その他	教育委員会学務課
		○		高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当の所得水準にあるひとり親家庭の父又は母が、定められた資格を取得するため2年以上養成機関に通う場合、その期間(支給上限2年)に対して生活費相当額を給付します。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当の所得水準にあるひとり親家庭の父又は母が、就職に有利な資格を習得するため、厚生労働省で指定された講座を受講し終了した場合、経費の一部を給付します。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと新潟市で相互連携しながら、児童扶養手当受給者の方の就労を支援します。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		にいがたっすこやかパスポート事業	提示することで、協賛店から割引き・ポイント等のサービスを受けられるカードを妊婦及び小学生以下の子どもがいる保護者に配付しています。	生活保護世帯、ひとり親世帯、社会的養護の施設等入所者、社会的養護の施設等退所者、生活困窮者、その他	未就学児、小学生、保護者	福祉部こども未来課
		○		ひとり親家庭の方の生活相談	ひとり親家庭の方の生活相談や離婚後の自立に向けた相談などをお受けします。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		ひとり親家庭生活支援講習会	ひとり親の方を対象に、養育費や健康づくりの相談、ライフプランの立て方など自立した生活に役立つ講習会を実施しています。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		ひとり親家庭等交流会	ひとり親の方が、互いに交流し情報交換が行える場として様々なイベントを開催しています。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		みなし寡婦(夫)控除	本市では、配偶者と死別・離婚などをした人が受けられる住民税、所得税の「寡婦(夫)控除」を未婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし制度の運用を行ういわゆる「みなし寡婦(夫)控除」を一部の制度で適用しています。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
		○		一時保護機能強化事業	一時保護所が有する行動観察、短期入所指導の機能を充実強化するため教員OB等を配置し、的確な実態把握・アセスメントを行います。	生活困窮者、その他	小学生、中学生、高校生・高等専門学校生(1~3年次)・高等専修学校生	福祉部児童相談所

支援の種別				支援施策名	施策概要	主な利用対象者		窓口
教育	生活	親の就労	その他			属性	個人	
			○	公衆浴場無料入浴券の交付	入浴施設のないひとり親家庭の父または母や父または母に代わって児童を養育している方及び義務教育修了前の児童に対し、無料入浴券を交付します。入浴は市の公衆浴場協同組合に加盟している浴場に限り、また所得制限はありません。	ひとり親世帯	未就学児、小学生、中学生、保護者	福祉部こども未来課
			○	児童相談所体制整備事業	警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイザー(専門的助言者)の体制の充実を図ります。	生活困窮者、その他	未就学児、小学生、中学生、高校生・高等専門学校生(1～3年次)・高等専修学校生、保護者	福祉部児童相談所
			○	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として手当を支給する。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
			○	小学校入学祝品の支給	ひとり親家庭の児童の小学校入学のお祝品として図書カードを支給します。(生活保護世帯を除く)	ひとり親世帯	小学生	福祉部こども未来課
			○	保護者指導・カウンセリング強化事業	児童虐待を行う保護者に対し、児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師の協力を得て指導、カウンセリング等を実施します。	生活困窮者、その他	保護者	福祉部児童相談所
			○	母子・家庭児童相談	ひとり親世帯の方を対象に身上や自立の相談を行っています。また、全ての世帯を対象として、お子様の困った行動、性格、癖、養育方法や子育てなど、児童の福祉に関する相談を行っています。	ひとり親世帯	保護者	福祉部こども未来課
			○	法的対応機能強化事業	医師・弁護士による専門的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に実施します。	生活困窮者、その他	未就学児、小学生、中学生、高校生・高等専門学校生(1～3年次)・高等専修学校生	福祉部児童相談所